

第2回岩泉町農業委員会総会会議録

令和8年8月21日

岩泉町農業委員会

第2回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和8年8月21日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

議 事 1、開 会
2、挨 拶
3、議事録署名委員指名
4、会議書記の指名
5、議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
6、そ の 他
7、閉 会

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長補佐 では、皆さんおそろいようですので、時間早いですが、ただいまから第2回岩泉町農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によって2番の三田地泰正委員にお願いしたいと思います。三田地委員、よろしくお願いします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長補佐 ありがとうございました。

◎挨 拶

佐々木事務局長補佐 では、次に合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第2回の総会ということで、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

今回から、今回といいますか、2回目でございますけれども、岩泉町農業委員会としては7人の農業委員がおるわけでございますが、そのうち3名が女性ということで、今、各組織とも女性を3割にというのが目標になっております。その中で、岩泉の場合は4割弱ということになりました。より一層、女性の方々の活躍をよろしくお願いいたしますなと思っておりますし、多分4割超えているのは、岩手県の農業委員会では岩泉だけのことではないかなと思っております。ということでございますが、これからひとつ農業委員会活動にもよろしくお願いいたしますと思います。

今回は議案は1件でございますが、総会終了後、農業新聞の普及活動で全国農業新聞、そしてまた岩手県の農業会議のほうから農業新聞の普及に來られておりますので、会議終了後、皆様方に農業新聞について説明がありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

佐々木事務局長補佐 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり議事を進めることになっております。以降の進行につきましては、合砂会長にお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員は5番の早川委員の1名です。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、第2回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員に1番、山崎委員、2番、三田地委員を指名いたします。

◎会議書記の指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。
本総会の会議書記に澤口主査を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長補佐。

佐々木事務局長補佐 それでは、議案第1号についてご説明いたします。
議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。
提案しております許可申請は、売買による所有権の移転に関するもの1件であります。
詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議をよろしく願いいた

します。

議 長 三田地主任。

三田地主任 それでは、ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和 8 年 8 月 21 日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号 1 になります。申請人の住所、氏名、譲受人、岩泉町門字下見内川 117 番地、白澤達信。譲渡人、岩泉町門字名目入 21 番地 8、稲荷平一郎。地目及び面積ですけれども、岩泉町門字下見内川 122 番で、地目は畑となっております。面積は合計で 4,166㎡です。現状は畑となっております。

移転の事由ですけれども、自己所有農地に隣接する農地であり、地域の耕作放棄地の減少のためにも譲受人が取得し、耕作したいということで申請がありました。

契約の内容ですけれども、贈与による所有権移転でございます。

経営の状況につきましては、記載のとおりとなっておりますが、機械の所有状況ですけれども、トラクターと耕運機、軽トラックというふうに聞いております。

また、現在の経営規模の状況ですけれども、畑わさびを約 1 ha 経営しているというふうにお聞きしております。

2 ページをお開き願います。許可基準審査票は記載のとおりです。

よって、農地法第 3 条第 2 項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

3 ページには現況図を添付しております。

現地確認については、8 月 11 日に早川ケン子農業委員と小野寺則利農地利用最適化推進委員をお願いして実施しました。2 人からは、申請内容、営農計画には問題ないということでご意見を頂戴しております。

以上で議案第 1 号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 ちょっと待って。1 番は渡し人と受け人の名前が違っている。

三田地主任 申し訳ございません。1 ページですね。1 ページが譲渡人が白澤さん、譲受人が稲荷平さんになっておりました。申し訳ございません、これ反対でございまして、譲渡人のほうが稲荷平一郎さんです。譲受人のほうが白澤達信さんでした。申し訳ございません。

2 ページのほうは譲受人と譲渡人が、こちらは合っておりました。1 ページが誤りでございました。申し訳ございません。

議 長 それでは、事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

小野寺農地利用最適化推進委員 現地確認した結果、申請どおり間違いありませんでした。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様、推進委員の皆様に申し上げます。会議が始まりますとテープに録音しておりますので、無駄話はしないようによろしくをお願いします。そして、会議録を作るために録音しておりますので、発言の際には議席番号を言ってから発言をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、三田地委員。

2番三田地委員 議案第1号について、今説明があった後、会長のほうから訂正が発言されたわけだが、本来であれば提出者は会長だから、総会に出す前にひとつこれから目を通して、正式ないわゆる議案書でやってもらいたい。

三田地主任 はい。

2番三田地委員 私もこれを見たときに、渡し人と受け人、この状態はまずいなと思って、年齢的にだ。こういうのは仕方がないなと思って見ていたけれども、こういうふうになつた人から若いほうに渡す、ある程度理想的というか、いい譲与だなと思っていました。異議ありません。

議長 私も目を通しましたけれども、2ページのほうと合わないのがこうなっから気がつきましたので、提出し直します。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。
事務局の説明を求めます。
局長補佐。

佐々木事務局長補佐 事務局からです。

次回の総会日程は9月25日金曜日午前10時から分庁舎の第1会議室、こちらで予定しております。よろしくお願いいたします。

また、この総会終了後になりますが、本日は岩手県農業会議の方が来庁しておりまして、全国農業新聞の購読についてお願いがあるということですので、恐れ入りますが、このままお待ち願います。

事務局からは以上です。

議 長 委員の皆様から何かございませんか。

(ありませんの声)

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第2回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時13分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年8月21日

岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

署名委員 1 番 山 崎 敏

署名委員 2 番 三田地 泰 正